

2017年9月市議会一般質問（案）

2017年9月6日現在

日本共産党のふくま健治です。質問通告に基づき6項目10点について質問します。

1、平和と安全について

（1）北朝鮮の核・ミサイル発射問題についてです。

8月29日、北朝鮮は、国際社会が強く自制を求めているもとで、弾道ミサイルの発射を強行しました。今年に入り12回目となります。

これは、世界と地域の平和と安定にとっての重大な脅威であり、累次の国連安保理決議などに違反する暴挙であります。通告なしに日本列島の上空を飛び越える発射は、きわめて危険な行為であり、日本共産党は、厳しく糾弾し、抗議するものです。

とりわけ、今回の発射は、米国を含めて国際社会が対話による解決を模索しているもとで、それに逆行する性格をもつ行為であることを、強調しなければなりません。

世界と地域の平和と安定を破壊し、おびただしい犠牲をもたらす軍事衝突は絶対に回避しなければなりません。米朝間で何らかの軍事衝突が起こった場合、日本は最大の被害を受ける国の一つとなります。

日本共産党は、北朝鮮に対して、これ以上の軍事的な挑発を中止することを厳重に求めるものです。国際社会および関係国に対して、経済制裁の厳格な実施・強化と一体に、対話による解決の道を粘り強く追求することを、強く要請してきました。こうしたさなか北朝鮮は9月3日に6回目となる核実験を強行し、怒りと不安の声が広がっています。

そこで質問しますが、日本政府に対し、緊張をさらに高める軍事的対応の強化でなく、米朝の直接対話を実現し、核・ミサイル問題を平和的・外交的に解決するための努力をはかるべきです。このことを政府に強く働きかける考えはないか。見解を求めます。

2、災害対策（台風・豪雨対策）

台風や不安定な大気の影響などによる記録的豪雨が日本列島各地に被害をもたらしています。とりわけ7月初めの九州北部豪雨被害は甚大で、福岡、大分両県の被災地の救援、復旧は大きな困難に直面しています。

被災されたみなさんにお見舞いを申し上げます。また災害により尊い命を奪われた方に心からのお悔みを申し上げます。

（1）

かつてない大規模な災害には、それに見合った思い切った対策が必要です。国は従来の制度の枠にとらわれず、被災者や自治体の要望を受け止め、復旧・復興に希望が持てる支援を抜本的に強めることが求められます。

過去に例のない集中豪雨は、それまで長年かけて形成されてきた地形や地域の状況を一気に激変させました。従来の経験や発想にとらわれず警報の出し方、避難の仕方、被災者支援などをつねに点検し、拡充する国・自治体の役割が重要となっています。住民の要望をしっかりと受け止め、地域ぐるみで迅速に対応できる、きめ細かな防災の仕組みづくりが急がれます。そこで4点について質問します。

(1) 河川の水位計設置についてです。

今回の九州北部豪雨では、死者・行方不明者は41名と報告されています。

福岡県朝倉市、東峰村、大分県日田市では、各県管理の32河川が氾濫し、甚大な被害に見舞われました。うち30河川で水位計が設置されていなかったため「川の状況を把握するすべがなく」、避難指示を遅らせた原因と指摘されています。

そこで質問しますが、迅速な避難指示のため、本市域内の国・県・市河川の水位計設置の促進について見解を求めます。

(2) ため池の決壊対策についてです。

今回の北部豪雨では、1日の雨量が平年の1カ月分に匹敵する、すさまじい豪雨に襲われた地域では、いたるところで山腹崩壊がおき、濁流や土石流で運ばれた大量の土砂や流木は、山あいの集落の風景を一変させました。大量の泥水と流木が川を伝わって下流のため池を襲い、堤防を決壊させ、下流の田畑・工場、住宅に被害をもたらしています。

そこで質問しますが、豪雨時、下流域への影響が大きい恐れのあるため池は、どのような対策がとられてきたのでしょうか。見解を求めます。

(3) 通信手段の確保についてです。

福岡・大分両県を襲った九州北部豪雨では、両県境付近の山間部では、地区と外をつなぐ道は相次ぐ土砂崩れで寸断され、孤立する集落が相次ぎ、最大時間で1600人以上が孤立し、通信手段もなく、捜索が難航したことが、報告されています。豪雨災害で孤立する恐れのある集落などへの通信手段の確保について、どのような対策が取られているのでしょうか。見解を求めます。

(4) 生活再建の支援についてです。

度重なる被害に見舞われた日田市へ、私は7月17日に、民家の泥だしなどの支援にいつてまいりました。あらためて被害の甚大さを痛感させられました。

日田市では、5年間に3度の甚大な被害に遭遇し、被災された住民からは「このままでは暮らせない」と生活再建に希望を見いだせない状況が生まれています。

地域が丸ごと壊滅的な打撃をうけた被災地では、住民も自治体も救援・復旧へ懸命に努力していますが、現地の力だけでは到底解決できません。東日本大震災後に改定された災害対策基本法は、被災者一人ひとりの生活再建を図ることを明確にしています。また被災者生活再建支援法は第1条で「その(被害を受けた者)生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする」としています。政府は、同法を踏まえ、手厚い財政的な支援をはじめ被災者に寄り添い、生活再建と生(なり)業(わい)の再生ができるよう全力を挙げるべきです。

そこで質問しますが、住宅再建支援金の上限300万円から500万円への引き上げを要求していただくと同時に、1部損壊以上や店舗・工場・事業所なども支援金の支給対象とすることを、国に要求することを求めますが、見解を求めます。

3、国土形成計画

(1) 豊予海峡ルートについて

豊予海峡ルート構想について、市長は、国土の均衡ある発展、国土強靱化、地方創生に資すると意義・必要性を強調して、「引き続き、機運の醸成を図り、実現に向けて取り組む」としています。そしてこれまで、実現に向けた今後の方策を探ることを目的として「豊予海峡ルート」の整備によってもたらされる経済・社会効果等の独自調査などをおこなってきました。

先般党議員団は、「豊予海峡ルート」計画について、国土交通省に出向き、レクチャーを受けてきました。国土形成計画における「豊予海峡ルート」の位置づけについてお聞きしたところ、担当者は「位置づけはしていない」との見解を示されました。

そこで質問しますが、本市としては、国土形成計画における「豊予海峡ルート」の位置づけについてのどのような認識なのでしょうか。見解を求めます。

4、都市交通対策

(1) 鉄道駅について質問します。

私は第2回定例会一般質問で、鉄道駅のバリアフリー化を推進するうえで、利用者・関係者への意見集約をおこなうこと。駅の安全・安心対策として、駅係員の勤務時間延長、無人駅をなくすことについて質問しました。

都市計画部長は、「駅の無人化については、本市も参画する日豊本線高速複線化大分県期成同盟会において、平成28年11月に、JR九州に対して、駅員の継続的な配置及び無人化の解消について、要望をおこなったとの」回答いただいたところであります。

ところが、先月JR九州が大分エリアにおける(スマートサポートステーション)の導入を検討している旨の説明を受けました。対象エリアの日豊本線は「牧駅から幸崎駅」、豊肥本線は「中判田駅から滝尾駅」として、各駅に駅遠隔ご案内システムを導入し、始発列車から最終列車まで、お客様へのご案内をおこなっていくとのことでした。

しかし、対象駅10駅の内、現在「係員配置」されている8駅も、係員配置による窓口業務は廃止され、バリアフリー化が計画されている駅も無人駅になります。実施日は来年の3月を予定されています。利用者の利便や安全性の確保のためには、到底受け入れがたいものです。

そこで質問しますが、JR九州に対し、旅客鉄道事業者としての社会的責任において、再考するよう強く要求すべきです。見解を求めます。

5、国民健康保険

都道府県単位化について質問します。

(1) 試算結果の公表について

私は第2回定例会市議会一般質問で、都道府県単位化によって、関係者からは、「国民健康保険税のさらなる負担増を招くのではないか」「鍼灸・マッサージの施策もなくなるのではないか」など、関係者からの懸念の声を紹介し、実施の前に、「納付金・標準保険税率」などの試算結果を公表し、関係者の意見を聞く機会をもつことを求めました。政府も国民・関係団体の声に押され、第3回の試算結果を公表することを明らかにし、大分県も近々公表する予定と聞いています。

そこで質問しますが、大分市の試算結果はどのようになっていますか。見解を求めます。

(2) 保健事業について

さて、今回の制度改正に伴い保険事業の統一化についても議論がされています。特定健診、特定保健指導などは、県下統一とするとしていますが、針灸助成事業などは独自施策として引き続き実施される見込みだと聞き及んでいます。

しかし針灸事業については、助成対象者や助成の縮減などが検討されており、事業者や利用者に不安や動揺が広がっています。

そこで質問しますが、事業者の営業や市民の医療と健康に直結する針灸の助成の縮減はやめるべきです。見解を求めます。

6、土木建築行政

(1) 市営住宅の営繕について

公営住宅法第1条は、「国及び地方公共団体が協力し健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定たと社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と定めています。

また同法第21条は、「事業主体は、公営住宅の家屋の基礎・土台、階段、給水施設、排水施設電気施設その他国土交通省令で定める付帯施設について、修繕する必要があるときは、遅滞なく、修繕しなければならない」と定めています。

7月の大分市住宅課と大分生活と健康守る会との協議のなかでも、市営住宅入居者より、畳替えの切実な要求が相次ぎだされました。

そこで質問しますが、市営住宅入居者の切実な要求となっている畳替えの予算を増額し、早期の実施を求めます。見解を求めます。